



特色

認知症.net/

バトonz

**家業
承継**

相談所

特色と国家資格等

1. 認知症を患う会社社長に寄添サービス(出張あり)
2. 裁判所登録「成年後見人」(法定成年後見人候補)
3. バトonz M&A 相談所「事業承継 DD 認定調査員」

- 1** 法定成年後見人候補 (家庭裁判所が任命)
- 2** 税理士(歴45年@東京/堂上孝生)
- 3** バトonz認定(上級)「DD 調査員」

※(株)バトonzは東証プライム(株)日本 M&A センター関係会社

〒104-0052 東京都中央区月島 2-10-1-2311 ☎03-5548-6007 山本
アアクスグループ株式会社 代表堂上孝生どうがみたかお ①



お約束します

社長様とのお話は全て、
会社経営に関わる相談です。
私たちは、
お話が外に漏れるような、
そういう不用意な態勢では、
到底受け容れて載けません。

バトンズ **家業
承継** 相談所

税理士で、成年後見人（東京家裁・選任候補）の
「弊社専門家」による御社の社長とお話します。

御身内の[㊟]事項は、外部に漏らしません。
このことは、弊社の会社存続の基盤です。

「社長意思」を、
はっきりさせるのに長い時間が掛かります。

「役員人事」と経営指針についても、
専門家の意見も聞いてみて、
ご自身の「判断はこうだ」という意思を積み上げ始めませんか？ [㊟]



認知症(意思能力が無い)の社長が結んだ

契約は元々無効!!

民法3条の2(2020年4月施行)

**意思能力が無い状態での法律行為は
元々「無効」である。**

※ 条文の特色

過去の判例を明文化した

法律行為が行為の時に遡って「無効」となる。


争点

認知症を患う社長の法律行為が、
「意思能力を有しない状態」での法律行為であったか
否か(証拠)が争われる。

主治医の「診断書」の診断内容が争点になる。

判例

大審院判決明治38年5月11日判例と同旨



お話をさせていただきます！

知って得する重要なお
報告をお話します！

認知症をお患いの社長様へ

- ①「行為の時に認知症」だったら契約時に遡って無効になります（民法第3条の2）。その問題点は？
- ②「成年後見制度」の利用勝手は、2024年以降近々に改正見込み。不利な点と有利な点は？
 - ・一つには、「財産管理」は、社長名義の財産に、裁判所が保護するので、社長の会社への家族の参画は不可。対策は？

■ 成年後見人とは？

MCI 軽度認知症なら、任意で成年後見人をお願いする。

MCI (Mild Cognitive Impairment) は軽度認知障害。認知症 (Mild Dementia)。Sc 認知症のうちアルツハイマー型認知症 DAT (dementia of Alzheimer's type) はでは特別扱いとなる。

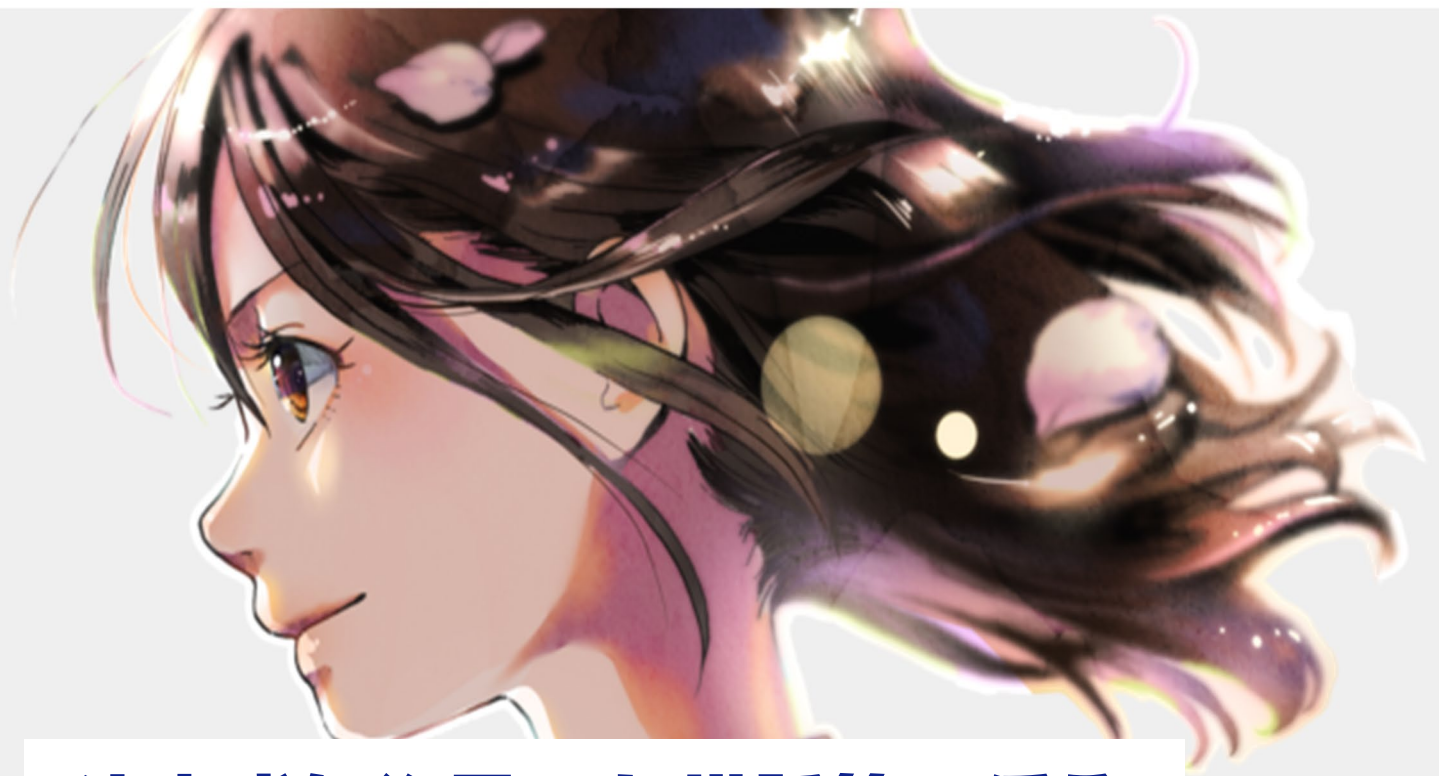
「法定成年後見人」は、裁判所が申請で任命する。

つまり、重度・中度の認知症は本人、家族、行政の裁判所が申請によりが任命する。任命は家庭裁判所に登録した「法定成年後見人候補」者リストから選任される。

- 1) 通常は医者・家族等と良く事前相談します**
- 2) 病院主治医が認知症の程度「重・中・軽」により、「診断書」を発行します。**
- 3) 法定成年後見人を家庭裁判所に認定してもらう場合、定型「申請用紙」に記載します**

■ 法定成年後見人の仕事（義務）

- ①** 財産管理，**②** 月次帳簿の作成と裁判所への提出
- ③** 心身管理支援，**④** 患者の日常生活相談（寄添い）



法定成年後見のお世話等に係る

弊社の報酬は？

1 裁判所指定の料金（月次2～4万円）

※ 事前に「報酬規則」をお渡しします

2 「会社（家業）の決算申告料」

① 月次報酬なし  [etax.tokyo/参照](https://etax.tokyo/)

**② 法人税は年6万/年間（年商5千万迄）
消費税は年2.5万円/年間**

③ その他は「見積り」等相談に応じます



国家資格等

弊社及びグループ企業は、法令に基づく排他的専門資格を要する業務の遂行について、
弊社の又は弊社提携の専門資格者に委託して業務を行っています。

※()内は登録番号です。

成年後見人(法定成年後見候補/東京家裁候補者リスト掲載)

税理士(第 45825 号)

行政書士(第 84082561 号)

入国管理局届出者(第 132007200343 号)

金融庁認定支援機関(関財金 1 第 268 号)

中小企業庁認定支援機関(130411 関東第 6 号)

法務省登録支援機関(20 登-第 004761 号)



堂上孝生 (どうがみたかお)
Takao Dogami

(株)バトンズ上級「認定 DD 調査員」(株)日本 MA センター関係会社)M&A シニア
エキスパート(政府系金融財政事情研究会認定資格)

日本 M&A 協会理事会員(東証プライム上場・株)日本 MA センター所管)

家族信託専門士(家族信託普及協会認定資格)

上級相続士(特定非営利活動法人日本相続士協会)

日本遼寧総商会特別顧問(会員増強担当)



アアクスグループ株式会社

Administrative Accounting on Cloud Computing Xcomplex for AACCX

項目	内容	説明	備考
商号	アアクスグループ株式会社 代表取締役会長 堂上孝生 代表取締役社長 薛 梅	AACCX：クラウド管理会計 連絡先☎：0120-03-6066 e-Mail: dogami@taxes.jp	英文名：AACCX Inc.
HP	http://ma-advisory.tokyo http://認知症.net	<ul style="list-style-type: none"> ・M&A 仲介/FA 財務支援 ・認知症を患う会社社長向け「家業承継」で事業引き継ぎの寄り添い支援を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ・中企庁認定 ・M&A 支援機関を登録済み ・M&A 補助金の申請窓口 ※ Max600 (800) 万円の補助金が申請できる) ※ ma-advisory.tokyo/に申請容量を掲載中
資本金	1,000 万円	借入金なし経営	黒字会社
設立日	1978 年		2024 年には創業 45 年超
関係企業	<ul style="list-style-type: none"> ・アアクス堂上税理士事務所 ・堂上行政書士事務所 ・丹東商貿株式会社 ・アアクス株式会社 	元入金：2023 年末 5,000 万円 資本金：2,000 万円	<ul style="list-style-type: none"> ・東京入管「届出者」国際経営ビザ申請代行を行う ・日中貿易支援
本店	☎104-0052 東京都中央区月島 2-10-1-2311	<ul style="list-style-type: none"> ・役員執務室は江東区豊洲にあり 役員執務は税理士事務所で行う ・月島相談所は☎有楽町線「月島駅」直結です。 ・「認知症を患う会社社長を対象にする家業承継支援の相談所です 	税理士法への配慮あり

業務内容	『バトonz家業承継相談所』 ※認知症対応は弊社のみ ※M&A 仲介/FA 財務支援 ※事業承継の支援が目的	装備資格 ・税理士 ・法定成年後見人候補 (東京家庭裁判所リスト登録)	大手(株)バトonzに加盟 ・バトonz認定 DD 調査人 (上級) ・「バトonz相談所®」は M&A 仲介/FA 税務支援を 全国展開するブランド名
関係企業紹介 本店	アアクス堂上税理士事務所 代表 税理士堂上孝生 ☎135-0061 東京都江東区豊洲 5-5-1-3001		
業務内容	・決算申告代行 (事業会社向け) ・相続申告代行 ・記帳代行業	・クラウド会計 ・契約規定/報酬規程 http://etax.tokyo/ に掲載 ・MJS 総合システムによる計算 ・遺産分割協議書の作成代行 ・異次元の節税向け ☆一般財団法人の運営 ☆家族信託の利用 ・スキャナ利用 (操作支援) http://丸投げ経理.top	・freee 社とパートナー契約 ・FX 社とパートナー契約 ・事業計画システム有り ・節税手法は未だ確率されて いない ・ http://家族内信託.com ・専門家不足は素人操作 OK 自社処理なら経理はタダで やれる ・人件費の社外依頼は「高い」 一仕訳@200~400 円の時代
事業規模	社員数 売上高	グループ全体の社員数 15 名 グループ全体で 毎年 1 億 5 千万円以下	・内、税理士 (行政書士) 1 名, 社労士 1 名を含む ・会員制 (入会金あり) http://etax.tokyo/ 参照
HP	Web Village: ・ http://etax.tokyo/ ・ http://税理士.top/ ・ http://丸投げ経理.top/ ・ http://ma-advisory.tokyo/ ・ http://丹東.tokyo/	報酬料金・契約ひな型を掲載 グループを纏めた「業務内容」 スキャナ利用を習得指導する M&A 仲介/FA 財務氏支援 丹東商貿(株)による運営	・理念を掲載 ・無料 ・中企庁指導に準拠する ・米「もしトラ」時代への布石

このパンフレットを視てくれて、
大変ありがとうございました。



バトonz【家業承継】相談室

アアクスグループ株式会社運営@東京中央区月島

☎0120-03-6066(窓口案内/山本努)

代表取締役会長 堂上孝生 DongTakaoDogami どうがみたかお

※法定成年後見人候補(@東京家裁「候補者リスト」)

※税理士(歴45年)

このPDF パンプをご一瞥下さり誠に有難うございます。

数年前の中企庁白書から推定する2024年現在の後継者難の会社社長(80歳越)は50万人
うち黒字経営は約半数の25万社で放置すると、2030年には廃業リスクが表面化します。

更に、
認知症を患う社長は約20%、統計として上記25万社のうち5万社の社長が該当します。

経営対策として、
なるべく早期に、専門家の私たちにご相談をお薦めします。

さらに、
法定成年後見人は言葉は悪いですが「儲からない」きつい仕事ですし、
経理報告を毎月、所管の家庭裁判所に報告が必要なので、社長への寄り添い相談や確認が必要です。
ぜひ、
的確な依頼者を探すのに時間が掛かることを見越して、早め早めの無料相談をお願いします。